

令和6年度 放課後児童健全育成事業者 指導監査チェックシート

事業所名	すずめ児童クラブ
事業者名	一般社団法人 キッズスマイルFPいわき
自己検査日	令和6年 5月 15日
自己検査結果記入者	川崎 有希恵
調査実施日	令和6年12月3日
調査対応者	こども支援課 こども支援係 主査 小檜山 亜沙美
調査員	こども支援課 こども支援係 主事 泉田 賢

自己検査項目を踏まえ、自己検査判定を入力してください。(色付きの欄を入力)
 <自己検査判定の目安>
 ○:適合している
 △:適合していないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの
 ×:適合していない
 該当なし:該当がない項目の場合

1 開所日及び開所時間

確認項目 ※カッコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入調査判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1) 【開所日】 1年につき250日以上開所予定である。 【基準条例第19条第2項】 【運営指針 第4章 3】	【開所(予定)日数】 開所 予定 256 日	○		A	
(2) 【開所時間】 運営規程に定めている開所時間を満たしている。 【基準条例第15条】 【運営指針 第4章 3】	<input checked="" type="checkbox"/> 天災等やむを得ない事由がある場合を除き、運営規程等で定めている開所時間帯は開所している。	○		A	

令和6年度 放課後児童健全育成事業者 指導監査チェックシート

2 放課後児童支援員等の数及び資格

確認項目 ※カッコ () 内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○,△,✗)	(自己検査判定が△・✗の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)			
(1) 放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上（内、1人を除き補助員でも可）配置している。 〔基準条例第11条第2項〕 〔運営指針 第4章 1〕	<p>条件を満たしていることを確認（任意の1か月を抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">確認月</td> <td style="padding: 2px; background-color: #008000; color: white; text-align: center;">5</td> <td style="padding: 2px;">月</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 職員配置について、出勤簿や勤務ローテーション表、クラブ日誌を確認し、支援の単位ごとに職員を常時2人以上配置している。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記のうち、支援の単位ごとに少なくとも1人以上は放課後児童支援員である。 <input checked="" type="checkbox"/> 出勤簿や勤務ローテーション表、クラブ日誌にある職員配置状況の記載が一致している。 	確認月	5	月	○		A	
確認月	5	月						
(2) 放課後児童支援員として届出を行っている職員は、いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第11条第3項に該当する者である。 〔基準条例第11条第3項〕	<p>最新の職員名簿： 5月1日現在</p> <p>職員数： 4 人</p> <p>うち放課後児童支援員として届出を行っている職員の人数： 3 人</p>	○		A				
(3) 放課後児童支援員及び補助員は専任である。 ※専任とは、支援の提供を行う時間帯について、放課後児童健全育成事業の業務のみを行うことをいう。 〔基準条例第11条第5項〕	<p>※労働契約書（兼労働条件通知書）等から以下のことが読み取れるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 専任である <p>根拠書類： <input checked="" type="checkbox"/> 労働契約書（兼労働条件通知書） <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>	○		A				

令和6年度 放課後児童健全育成事業者 指導監査チェックシート

3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積

確認項目 ※カッコ () 内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1) 児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。 〔基準条例第10条第1項〕 〔運営指針 第6章 1〕	<p>体調の悪い時等に静養することができる場所 :</p> <p>静養スペース（カーテンを閉め隔離し、簡易布団セットで横になって安静にする）</p> <p>児童が遊ぶ場所（室内・室外）</p> <p>児童クラブ室内、小学校校庭</p>	○		A	
(2) 児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。 〔基準条例第10条第1項〕 〔運営指針 第6章 1〕	<input checked="" type="checkbox"/> ロッカー <input checked="" type="checkbox"/> 手洗い場（共用含む） <input checked="" type="checkbox"/> 机 <input checked="" type="checkbox"/> 下駄箱（共用含む） <input checked="" type="checkbox"/> トイレ（共用含む） <input type="checkbox"/> その他（ ）)	○		A	
(3) 採光及び換気が確保されていること。 〔基準条例第6条第5項、第10条第4項〕	<p>取組事項 :</p> <p>活動時はカーテンを開け、採光及び換気を確保している。換気扇、天井扇風機やサーキュレーター、空気清浄機の併用をしている。</p>	○		A	
(4) 衛生が確保されていること。 〔基準条例第6条第5項、第10条第4項、第14条第1項〕	<p>取組事項 :</p> <p>手洗い場・トイレ・活動スペースは毎日清掃（掃除機かけ、消毒拭き）。ロッカーや玩具は使用頻度に応じて消毒作業。</p>	○		A	
(5) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65m ² 以上である。 〔基準条例第10条第2項〕 〔運営指針 第6章 1〕	①専用区画の面積 : 43.25 m ² ②届出定員 : 25 人 ③児童1人あたりの面積（①÷②）: 1.73 m ²	○		A	

令和6年度 放課後児童健全育成事業者 指導監査チェックシート

4 非常災害に対する措置

確認項目 ※カッコ () 内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○,△,×	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)																																	
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。 〔基準条例第7条第1項〕 〔運営指針 第6章 2〕	<input checked="" type="checkbox"/> 消火器等の消防用具や非常口を設置している。 <input checked="" type="checkbox"/> 消火器等の消防用具の場所・使用方法を職員が知っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 消火器等の消防用具の使用期限がきれていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 消火器は歩行や避難の邪魔にならず、必要なときに瞬時に持ち	○		A																																		
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。 〔基準条例第7条第2項〕 〔運営指針 第6章 2〕	<input checked="" type="checkbox"/> 職員がマニュアル保管場所を知っている	○		A																																		
(3)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。 〔基準条例第20条、第21条、第22条〕 〔運営指針 第6章 2〕	保護者との共有方法： 保護者会・個別面談・入会時に説明し、規約に開示し共有している。 学校との共有方法： 毎月発行のクラブだより等を通して、活動の予定や日々の活動の様子を伝え、緊急時の対応も併せて共有している。	○		A																																		
(4)	非常災害に対する定期的な訓練（避難訓練、消火訓練をそれぞれ）を年2回以上実施している。 ※同日に避難訓練と消火訓練を行った場合はどちらも1回実施したと判定します。 〔基準条例第7条第1項、第2項、第3項〕 〔運営指針 第6章 2〕	記録方法： <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">記録方法：</td> <td colspan="3">日誌、稟議書(実施予定・実施後反省)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施日及び 実施予定日</td> <td rowspan="2">記録の 有無</td> <td colspan="3">訓練の種類 (該当するものに○)</td> </tr> <tr> <td>避難訓練</td> <td>消火訓練</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年5月13日、11月8日</td> <td>有</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年7月17日</td> <td>有</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年9月11日</td> <td>有</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年12月9日(予定)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	記録方法：		日誌、稟議書(実施予定・実施後反省)			実施日及び 実施予定日	記録の 有無	訓練の種類 (該当するものに○)			避難訓練	消火訓練		令和6年5月13日、11月8日	有	○			令和6年7月17日	有	○	○		令和6年9月11日	有	○			令和6年12月9日(予定)		○	○		○		A	
記録方法：		日誌、稟議書(実施予定・実施後反省)																																					
実施日及び 実施予定日	記録の 有無	訓練の種類 (該当するものに○)																																					
		避難訓練	消火訓練																																				
令和6年5月13日、11月8日	有	○																																					
令和6年7月17日	有	○	○																																				
令和6年9月11日	有	○																																					
令和6年12月9日(予定)		○	○																																				

令和6年度 放課後児童健全育成事業者 指導監査チェックシート

5 育成支援

確認項目 ※カッコ () 内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○,△,✗)	(自己検査判定が△・✗の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。 〔運営指針 第2章 5〕	※子ども一人ひとりの心身の状態をどのように把握しているか、事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 毎日のお迎え時に家庭状況（学校、家、習い事など）を聞き取り、1学期に個人面談、2学期に学年懇談を開催。現況を隨時双方で共有。要望を確認し、常に個々の対応を見極めて支援している。	○		A	
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の間で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。 〔運営指針 第2章 4〕	※子どもが自発的に遊びの楽しさを共有していくように、どのような配慮を行っているか、事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 1学期、2学期、3学期など、子どもの成長に合わせ、集団あそびや個別あそび、複学年によるあそびの選別など、子どもが主体的になり得るよう促し支援している。また個別に必要な支援も並行している。	○		A	
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。 〔運営指針 第3章 2〕	障害のある子どもを受け入れている： 受け入れにあたり配慮していること： いわき市主催の研修を受講した者を中心に、子ども本人の特性により声掛け支援を工夫し、隨時職員間で事例検討し、共通理解により対応している。 障害児の利用を断つことがあるか： 断った場合、その理由：	受け入れている ○		A	
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切にして育成支援を行っている。 〔運営指針 第2章 5〕	※集団生活を行う上で配慮している事項を記載し、適合しているかを判定します。 怪我事故の無いように、環境面を含め安全に配慮している。適度な間隔を保ち、言葉遣いなど職員がお手本になるよう心掛けている。学年ごとの役割を設け、掃除の分担や当番の設定など、一人ひとりが役割を持ち、クラブの一員であることを認識させ生活をしている。	○		A	
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。 〔運営指針 第3章 4〕	保護者から相談を受ける機会を設けているか、事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 毎日のお迎え時にクラブでの様子を伝え共有している。個人面談や学年懇談を開催し、必要に応じて、隨時面談を行い、相談を受けるようにしている。日常的に連絡ノートも活用し、相談を受けやすいうように配慮している。	○		A	

令和6年度 放課後児童健全育成事業者 指導監査チェックシート

		※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。			
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。 〔基準条例第9条第1項、第2項〕 〔運営指針 第7章 1〕	<p>＜研修の参加(予定)状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報保護研修 ※全員必須 <input checked="" type="checkbox"/> 障害理解研修 <input checked="" type="checkbox"/> 人材育成研修 <input checked="" type="checkbox"/> 市主催研修 <input checked="" type="checkbox"/> 運営主体主催研修 <input type="checkbox"/> その他（ ） <p>＜研修の勧奨・周知方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ミーティングでの周知・勧奨 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員からの声かけ <input type="checkbox"/> その他（ ） <p>＜研修計画の策定＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 策定済 <input type="checkbox"/> 未作成（令和6年度末までに策定） 	○		A
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。 〔基準条例第6条第2項、第12条、第13条〕 〔運営指針 第7章 1〕	<p>※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。</p> <p>実施内容（配慮内容）：</p> <p>年3回、全体会を行い、運営上必要な情報の共有認識を図ってる。随時事例検討会を設け、職員の研鑽に努めている。これらを踏まえ子どもの人権を理解し尊重の上対応することとしている。</p>	○		A
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。 〔運営指針 第3章 3〕	<p>※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。</p> <p>平常時の取組（虐待を見逃さない為に普段から心がけていること）</p> <p>来所持の挨拶は必須とし、顔や服装の様子を確認。普段との違和感を伺える場合は個別に話を聞き、職員間で状況を共有し、対応を検討する。また内容や対処内容などを日誌や児童票に記録している。</p> <p>虐待発見時の対応</p> <p>職員間で状況を共有し対応を検討、所属小学校の校長や担任に報告する。その上で必要に応じ、地区の保健福祉センターへの相談を検討している。</p>	○		A

令和6年度 放課後児童健全育成事業者 指導監査チェックシート

(9)	保護者と連絡をとり、児童の健康及び行動を説明とともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。 〔基準条例第20条〕 〔運営指針 第3章 1、4〕	※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 日々のお迎え時に、クラブでの様子をお伝えし共有している。連絡ノートでクラブでの様子や制作品の貼付、出欠の確認を行っている。毎月のクラブにより、法人のお便りを活用し情報を発信し共有している。	○		A	
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を整理し、全ての放課後児童支援員等が関係機関に対する報告等を必要時に行うことができるようしている。 〔基準条例第20条、第21条、第22条第1項〕 〔運営指針 第6章 2〕	連絡先の管理者（管理場所を把握し、連絡先を出せる職員）： 連絡先の管理方法： 関係機関への報告：	3人 入会手続き資料として緊急連絡先を登録し、ファイル一元保存し書庫で保管。開所時は職員が閲覧可。職員全員が認知している。 事故が発生した際は、いわき市こども支援課及び保護者、小学校へすぐ連絡する。	○		A
(11)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、こども支援課に事故報告書を提出している。 〔運営指針 第6章 2〕	報告が必要な事故件数（通院が必要な事故は必須）： 実際に報告した事故件数：	0件 0件	○		A
(12)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。 〔運営指針 第6章 2〕	※賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険や傷害保険等に加入する必要があります。 損害賠償保険名（保険会社名及び保険名称） 傷害保険名（保険会社名及び保険名称）	三井住友海上火災保険(株) 三井住友海上火災保険(株)	○		A
(13)	利用者の通学する学校と連携している。 〔基準条例第21条〕 〔運営指針 第5章 1〕	学校との連携： 具体的な連携内容	☑ 連携している □ 連携していない 利用児童の状況について、主に担任と情報共有を行っている。特に1年生は毎日のお迎え時、他学年は隨時に、学校へ訪問し、学校の様子を聞き取りしている。	○		A
(14)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。 〔基準条例第6条第4項〕 〔運営指針 第7章 3〕	評価方法： 公表方法：	保護者会、学年懇談会、個別面談の際に、利用に関する事項について聞き取りし、お便りや文書でお知らせしている。 職員間、法人内で報告し、情報共有を行っている。市の指導監査に基づいた本チェックシートを市ホームページに公表している。	○		A

令和6年度 放課後児童健全育成事業者 指導監査チェックシート

9 要望及び苦情への対応

確認項目 ※カッコ () 内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため に、苦情を受け付けるための窓口を設置すること等の必 要な措置を講じている。 〔基準条例第18条第1項〕 〔運営指針 第1章 3、第7章 2〕	窓口責任者： 事務局 川崎有希恵 連絡先： 080-4511-1917 周知方法： ホームページ（利用のご案内）、入会申込 時の利用規約に記載し配布、説明している。	○		A	
(2)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有す る等により、事業内容の向上に努めている。 〔運営指針 第1章 3、第7章 2〕	確認事項： 事例が発生した場合には、全体会を設け、職員間で共有し、保護者へも保 護者会の開催や文書での開示をし、再発防止に努めることとしている。	○		A	

令和6年度 放課後児童健全育成事業者 指導監査チェックシート

10 備える帳簿

確認項目 ※カッコ () 内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○,△,✗)	(自己検査判定が△・✗の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1) 職員に関する帳簿が備えられている。 〔基準条例第16条〕 〔労働基準法第107条、108条、109条〕	<input checked="" type="checkbox"/> 職員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 資格を証明する書類（写） <input checked="" type="checkbox"/> 貸金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 出勤簿 <input checked="" type="checkbox"/> 勤務ローテーション表 <input type="checkbox"/> 超過勤務簿 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用通知書（労働契約書） <input type="checkbox"/> その他（下記に詳細を記載してください） 記載欄 :	○		A	
(2) 財産に関する帳簿が備えられている。 〔基準条例第16条〕	<input checked="" type="checkbox"/> 備品台帳 <input type="checkbox"/> その他（下記に詳細を記載してください） 記載欄 :	○		A	
(3) 収支に関する帳簿が備えられている。 〔基準条例第16条〕 〔運営指針 第4章 7〕	<input checked="" type="checkbox"/> 会計関係帳簿 <input checked="" type="checkbox"/> 小口現金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 領収書（原本）	○		A	
(4) 利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。 〔基準条例第16条〕	<input checked="" type="checkbox"/> 出席簿 <input checked="" type="checkbox"/> 児童名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 入会（継続）申込書（利用申込書）	○		A	
(5) 運営に関わる業務の記録等が備えられている。 〔基準条例第16条〕 〔運営指針 第3章 5〕	<input checked="" type="checkbox"/> 業務の実施状況に関する日誌	○		A	
(6) 日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるように毎日つけられている。 〔運営指針 第3章 5〕	日誌への記録有無 : <input checked="" type="checkbox"/> 毎日日誌がつけられている <input type="checkbox"/> 日誌がつけられていない日がある 日誌内容について、主な項目として下記が記載されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 単位ごとの開所時間 <input checked="" type="checkbox"/> 職員配置状況（氏名、放課後児童支援員資格有無、勤務時間） <input checked="" type="checkbox"/> 利用児童数 <input checked="" type="checkbox"/> 障害児数 <input checked="" type="checkbox"/> おやつ（材料やメニュー）について <input checked="" type="checkbox"/> ケガや事故の記録	○		A	